

<h1>さいたま市契約公報</h1> <p>臨時号外第2号 令和5年4月4日発行</p>	<p>発行所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 (財政局契約管理部契約課)</p>
--	--

目次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（6件）

- さいたま市システム標準化移行支援業務…………… 1
- さいたま市統合基盤等システムソフトウェア賃貸借…………… 5
- さいたま市財務会計システム再構築業務…………… 9
- さいたま市グループウェア等試行環境構築及び検証支援業務…………… 13
- さいたま市消防局防火服賃貸借…………… 17
- さいたま市学校給食費徴収管理システム賃貸借…………… 20

公募型プロポーザル方式の手続の開始（2件）

- さいたま市新庁舎整備に係る発注等支援業務…………… 24
- 令和5年度さいたま市市民参加による魅力発信情報誌制作等業務…………… 28

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第52号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。
令和5年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市システム標準化移行支援業務
- (2) 履行場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- (3) 業務概要
入札説明書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「計画策定」又は「電算」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和5年4月18日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和5年度にシステム開発が予定されている次の業務のうち、6業務にて、過去5年間で政令指定都市の業務システムのプロジェクト管理支援の委託業務を受託した実績を有する者であること。

住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

(5) 令和5年度に調達準備が予定されている次の業務のうち、7業務にて、過去5年間で政令指定都市の業務システムの調達支援の委託業務を受託した実績を有する者であること。

児童手当、子ども・子育て支援、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療

(6) 本業務で実施する全庁的な仕組み（統合基盤（仮想サーバ）、データ連携、認証、ネットワーク）の検討について、過去5年間で政令指定都市のプロジェクト管理、調達支援、開発、保守、運用支援等、いずれかの委託業務を受託した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当 システム標準化・情報システム担当　電話　048（829）1104

(2) 交付期間

公告の日から令和5年4月24日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確

認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

ウ 返信用封筒（宛先が記入されており、84円分の切手が貼ってあるもの）

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和5年4月28日（金）までに発送するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総合評価落札方式で行う。提出資料作成要領を参照のうえ技術提案書等の書類を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提案書類の提出方法

入札説明書のとおり

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年5月16日（火）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル
改革推進部システム標準化・情報システム担当

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月18日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月18日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(4)イに同じ

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、落札者決定基準に基づいて評価委員が審査した技術点と入札価格を評価する価格点により算出した次に掲げる方法により、総合評価点数の最も高い者を落札者とする。

ア 総合評価点数の算式

総合評価点数＝価格点＋技術点

イ 価格点と技術点の配点

(ア) 価格点 350点

(イ) 技術点 1,050点

ウ 価格点の算式

価格点＝{1－(入札価格×1.1)÷予定価格}×350

なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

エ 技術点の評価項目

技術提案書評価 1,050点

詳細は、入札説明書の別添、落札者決定基準による。

(8) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048(829)1104 FAX 048(829)1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付
ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender:
System standardization consulting and planning services for Saitama City
- (2) Date and time of tender:
May 18, 2023, 10:00 a.m.
- (3) Contact point for the notice:
Department of Digital Reform Promotion, City Strategy Headquarters, Saitama City
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1104

さいたま市公告（調達）第53号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和5年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市統合基盤等システムソフトウェア賃貸借
- (2) 借入場所
さいたま市内 さいたま市データセンター外
- (3) 数量・特質等
入札説明書のとおり
- (4) 借入期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和5年4月18日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当 システム標準化・情報システム担当 電話 048(829)1104

(2) 交付期間

公告の日から令和5年4月24日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

(5) 入札説明書等の返却

交付した入札説明書等は、入札書提出時に返却すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出と併せて返却すること。なお、入札参加申込み以前に入札しないことが決まった場合は、令和5年4月24日（月）までに速やかに返却すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確

認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付場所

3(1)に同じ

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月8日(月) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年5月16日(火) 必着。書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部システム標準化・情報システム担当

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月18日(木) 午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい

たまたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月18日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048（829）1064 FAX 048（829）1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048（829）1104 FAX 048（829）1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Lease contract for tender:

System software pertaining to various information systems of Saitama City, including the integrated infrastructure system

- (2) Date and time of tender:

May 18, 2023, 10:30 a.m.

- (3) Contact point for the notice:

Department of Digital Reform Promotion, City Strategy Headquarters, Saitama City
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1104

さいたま市公告（調達）第54号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和5年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

さいたま市財務会計システム再構築業務

- (2) 履行場所

さいたま市データセンター外

- (3) 業務概要

入札説明書のとおり

- (4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「電算」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和5年4月18日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条に対応した財務会計システム(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第17条に対応した財務会計システムは対象外とする。)について、過去5年間で政令市の業務システムの開発、保守、いずれかの委託業務を受託した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当 システム標準化・情報システム担当 電話 048(829)1104

(2) 交付期間

公告の日から令和5年4月24日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年4月28日(金)午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総合評価落札方式で行う。提出資料作成要領を参照のうえ技術提案書等の書類を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提案書類の提出方法

入札説明書のとおり

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年5月22日(月)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部システム標準化・情報システム担当

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月24日(水)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月24日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(4)イに同じ

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、落札者決定基準に基づいて評価委員が審査し

た技術点と入札価格を評価する価格点により算出した次に掲げる方法により、総合評価点数の最も高い者を落札者とする。

ア 総合評価点数の算式

総合評価点数＝価格点＋技術点

イ 価格点と技術点の配点

(7) 価格点 1,000点

(4) 技術点 3,000点

ウ 価格点の算式

価格点＝{1－(入札価格×1.1)÷予定価格}×1,000

なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

エ 技術点の評価項目

(7) 技術提案書評価 2,000点

(4) 機能要件適合評価 1,000点

(7)、(4)の詳細は、入札説明書の別添、落札者決定基準による。

(8) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048(829)1104 FAX 048(829)1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender :

Financial accounting system reconstruction services

- (2) Date and time of tender :

May 24, 2023, 10:00 a.m.

- (3) Contact point for the notice :

Department of Digital Reform Promotion, City Strategy Headquarters, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1104

さいたま市公告（調達）第55号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和5年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

さいたま市グループウェア等試行環境構築及び検証支援業務

- (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

- (3) 業務概要

入札説明書のとおり

- (4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「電算」の受注希望業務「システム・プログラム開発」又は「その他の電算」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和5年4月13日（木）までに資格審査の申請を行

うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本市と同等程度の規模の国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体を相手方とした、Microsoft 365 E3（もしくはE5）ライセンスにて提供されるサービスの組織全体での活用について、基本設計又は構築業務の契約実績を計2件以上有する者であること。なお、基本設計、構築が一体となった業務を履行した場合は、それぞれ1件と計上してよいものとする。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当 業務効率化・インフラ担当 電話 048(829)1103

(2) 交付期間

公告の日から令和5年4月24日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 入札説明書等の返却

交付した入札説明書等は、入札書提出時に返却すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出と併せて返却すること。なお、入札参加申込み以前に入札しないことが決まった場合は、令和5年4月24日（月）までに速やかに返却すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部業務効率化・インフラ担当

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年5月8日(月)までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年5月16日(火)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

4(5)に同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月18日(木)午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月18日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048(829)1103 FAX 048(829)1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Contract for tender :

Trial environment construction using groupware, etc, and verification support for Saitama City

(2) Date and time of tender:

May 18, 2023, 11:30 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Department of Digital Reform Promotion, City Strategy Headquarters, Saitama City
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1103

さいたま市公告（調達）第56号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和5年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市消防局防火服賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防企画課外

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和6年1月1日から令和12年12月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「レンタル・リースその他」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和5年4月19日（水）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防企画課
担当 新井・川元 電話 048(833)7938

(2) 交付期間

公告の日から令和5年4月24日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月2日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料一式当たりの月額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年5月15日（月）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防企画課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局4階第1調整室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に数量及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防企画課
電話 048（833）7938 FAX 048（833）7641

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に数量及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市消防局総務部消防企画課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Saitama City Fire Bureau Fireproof Clothing

(2) Date and time of tender:

May 17, 2023, 10:00 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Planning and Maintenance Division, Department of General Affairs, Fire Bureau, Saitama City

6-1-28 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-0061, Japan

Tel: 048-833-7938

さいたま市公告（調達）第57号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和5年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市学校給食費徴収管理システム賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市内各小中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及びさいたま市教育委員会内

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「事務用品・什器」内の営業種目「コンピューターソフト」又は種目「レンタル・リース」内の営業種目「レンタル・リースその他」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和5年4月14日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 政令指定都市又は都道府県を相手方とした、大規模自治体のシステム構築業務及び保守運用を10年以内にそれぞれ1件以上履行した実績を有する者であること。なお、システム構築及び保守運用が一体となった業務を履行した場合は、それぞれ1件と計上してもよいものとする。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部健康教育課
担当 学校給食係 電話 048（829）1680

(2) 交付期間

公告の日から令和5年4月21日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月2日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年5月15日（月）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校
教育部健康教育課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部健康教育課
電話 048（829）1680 FAX 048（829）1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部健康教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Lease contract for tender:

School meal fee collection management system for Saitama City

- (2) Date and time of tender:

May 17, 2023, 10:00 a.m.

- (3) Contact point for the notice:

Health Education Division, Department of School Education, Board of Education Secretariat, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1680

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市告示第645号

さいたま市新庁舎整備に係る発注等支援業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年4月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

- (1) 件名

さいたま市新庁舎整備に係る発注等支援業務

- (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

- (3) 業務概要

本業務は、新たな本庁舎等の整備に関する基本計画における、事業計画、事業スケジュール、概算事業費及び事業手法の妥当性を確認するなど、大規模事業のマネジメントを目的とする。

- (4) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

- (5) 事業費限度額

本プロポーザルの予算上限額は76,560,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 特定共同企業体の場合

次のア～オの全ての要件を満たす構成員（イは代表構成員のみ）により結成されたものとし、その結成方法は、カによるものとする。

ア 本告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。なお、代表構成員は名簿（設計・調査・測量）に業務「建築関連コンサルタント」又は「建設コンサルタント」で登載されていること。

イ 平成25年度以降に、地方公共団体の庁舎又は延べ床面積3万平米以上の事務所に係る基本計画又は基本設計のコンストラクション・マネジメント業務を受託し、適切に履行を完了した実績を有する者であること。

ウ さいたま市新庁舎整備等基本計画策定支援業務及びさいたま市新庁舎整備等に係る民間市場調査業務の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者をいう。以下同じ。）に該当しない者であること。

エ 次のいずれにも該当しない者であること。

⑦ 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第32号第1項各号に掲げる者

⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

⑨ 中小企業組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと

オ 本告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

カ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

⑦ 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

a 2者の場合 30パーセント以上

b 3者の場合 20パーセント以上

⑧ 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

⑨ 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

2(1)ア～オに掲げる代表構成員の要件を全て満たしている者（本プロポーザルに係る特定共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加している者を除く。）であること。

3 企画提案に係る招請説明書の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案に係る招請説明書を交付する。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード（以下「ホームページ」とはこのアドレスをいう。）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p096143.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和5年5月15日（月）まで

4 質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(1) 受付期間

本告示日から令和5年4月13日（木）午後4時まで

(2) 受付方法

電子メール（詳細は企画提案に係る招請説明書による。）

メールアドレス toshi-keiei@city.saitama.lg.jp

(3) 到達確認先

電話 048（829）1033

(4) 質問に対する回答予定日

令和5年4月18日（火）までに行う。

(5) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

5 参加表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思表明の手続きを行い、参加資格の確認審査を受けること。

(1) 提出書類

ア 単体企業の場合

⑦ プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

⑧ 2(1)イの実績を証する書類（契約書の写し及び完了を証明する書類等の写し）

イ 特定共同企業体の場合

⑦ 共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

⑧ 共同企業体協定書

⑨ 共同企業体協定書第8条に基づく協定書

⑩ 委任状

⑪ 2(1)イの実績を証する書類（契約書の写し及び完了を証明する書類等の写し）

(2) 受付期間

本告示日から令和5年4月21日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除

く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。)

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部企画・SDGs推進担当

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

(5) 参加資格の確認

参加資格確認終了後、令和5年4月25日（火）を目途に、参加資格確認通知書を参加表明書に記載された連絡先に郵送する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に係る招請説明書の「8 企画提案書等の提出」に定める書類について、それぞれ原本1部、副本6部（複写可）を提出すること。

(2) 受付期間

令和5年5月8日（月）から令和5年5月15日（月）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

5(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

ウ 審査の公平性を害する行為を行ったとき。

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載したとき。

オ 企画提案に係る招請説明書に示す各評価項目・評価基準（見積価格を除く。）の提案が記載されていないとき。

カ プレゼンテーションに参加しなかったとき。

7 業者決定の方法

業者決定は、事業者選定委員会による書類審査を実施し委託業者を選定する。

業者決定に当たっての審査方法等は、企画提案に係る招請説明書を参照すること。

8 プレゼンテーション

参加資格確認通知書により、参加資格を有すると認められた者のうち、プレゼンテーション審査への出席を要請された者は、令和5年5月23日（火）に実施を予定する事業者選定委員会において、企画提案書を補完する説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、時間、場所等の詳細については、令和5年5月19日（金）を目途に通知する。

9 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1033 FAX 048(829)1997

10 その他

- (1) この企画提案書の招請手続に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 詳細は、企画提案に係る招請説明書による。
- (4) 本業務の受託者及びその関連企業は、今後発注するさいたま市新庁舎建設に関する基本設計業務の受託者となることはできない。

さいたま市告示第646号

令和5年度さいたま市市民参加による魅力発信情報誌制作等業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年4月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

- (1) 件名
令和5年度さいたま市市民参加による魅力発信情報誌制作等業務
- (2) 履行場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外
- (3) 業務概要
要求水準書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日から令和6年3月22日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る実施要綱等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、令和5年度さいたま市市民参加による魅力発信情報誌制

作等業務プロポーザル実施要綱（以下「実施要綱」という。）等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

担当 シティセールス担当 電話 048(829)1034

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p096285.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和5年4月17日（月）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 質問の受付

企画提案の公募に関する質問については、電子メールにより受け付けるものとする。詳細は実施要綱による。

(1) 受付先

さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

電子メールアドレス toshi-keiei@city.saitama.lg.jp

(2) 受付期間

本告示日から令和5年4月17日（月）まで

5 参加申込手続

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加申込兼資格確認申請書

イ 実施要綱に定める書類

(2) 参加申込兼資格確認申請書の交付場所

3(1)イに同じ

(3) 受付期間

4(2)に同じ

(4) 提出場所

3(1)アに同じ

(5) 提出方法

持参

6 参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を、令和5年4月18日（火）を目途に郵送する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

実施要綱に定める書類

(2) 提出日時

令和5年4月19日（水）から令和5年5月9日（火）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

8 業者決定の方法

業者決定は、事業者選定委員会を実施し、選定する。

9 事業者選定委員会

参加資格確認結果通知書により、参加資格を有すると認められた者は、令和5年5月17日（水）実施の事業者選定委員会において、提案内容の説明をすることができる。なお、時間、場所等の詳細については、後日通知する。

10 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
電話 048（829）1034 FAX 048（829）1997

11 その他

- (1) この企画提案書等の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 詳細は、実施要綱による。